

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第32号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の申込書等) 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 (1) <u>入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする者</u>（以下「同居者」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書 (2) 略 (3) 入居申込者及び<u>同居者</u>の住民票の写し  (4)～(8) 略 3～5 略  (優先的に選考して入居させる者の要件) 第3条の2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、60歳以上の者で<u>同居者</u>が次の各号のいずれかに該当するもの又は<u>同居者</u>がないものであることとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>入居者の看護又は介護を行う者</u> 2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>であることとする。 (1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれに定めるものであるもの</u> ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級か</u></p>	<p>(入居の申込書等) 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 (1) 入居申込者及び<u>条例第5条第1項第1号に規定する親族</u>（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書 (2) 略 (3) 入居申込者及び<u>同居親族</u>の住民票の写し (<u>外国人である場合にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の登録を受けていることを証明する書類</u>) (4)～(8) 略 3～5 略  (優先的に選考して入居させる者の要件) 第3条の2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、60歳以上の者で<u>同居親族</u>が次の各号のいずれかに該当するもの又は<u>同居親族</u>がないものであることとする。 (1)～(4) 略 2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、<u>令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者</u>であることとする。</p>

ら4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(同居の承認)

第6条の2 入居者は、条例第9条の2第1項の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の2第1項の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書（様式第10号の2）を申請者に交付するものとする。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)

第8条の4 略

2 入居者が第8条第1項第1号若しくは第2号又は条例第24条の16第3項に該当するときは、次に掲げる書類に家賃等の減免等を受けようとする旨を記載して知事に提出することをもって県営住宅家賃等減額（免除）申請書の提出に代えることができる。

(1) 県営住宅入居申込書

(2) 県営住宅同居承認申請書

(3) 県営住宅入居承継承認申請書

(4) 県営住宅暫定居住承認申請書

(5) 収入申告書

(6) 収入額認定に対する意見申出書

(7) 県営住宅同居者異動届

3 知事は、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

4 略

(同居の承認)

第6条の2 入居者は、条例第9条の2の規定により同居の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の2の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書（様式第10号の2）を申請者に交付するものとする。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)

第8条の4 略

2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額（免除）通知書（様式第13号）又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

3 略

5 略

様式第7号（第5条関係）

請書

職氏名様

年月日付第号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年月日

入居者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1及び2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居者は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた者以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居者を残して死亡し、又は退居した場合、同居者が引き続き居住すること。

(3)～(10) 略

4及び5 略

6 敷金の還付について

4 略

様式第7号（第5条関係）

収入 請書  
印紙

職氏名様

年月日付第号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年月日

入居者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1及び2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維持管理するほか、次の行為を行ってはならない。ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為については、知事の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 入居時に入居を認められた親族以外の者を同居させること。

(2) 入居者が同居親族を残して死亡し、又は退居した場合、同居していた者が引き続き居住すること。

(3)～(10) 略

4及び5 略

6 敷金の還付について

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料、条例第15条の2第2項に規定する水道及び下水道の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号(第6条の2、第8条の4関係)

県営住宅同居承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。

また、この申請により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望(します・しません)。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

備考 「家賃等の減免等を希望(します・しません)」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の2 (第6条の2関係)

県営住宅同居承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった新

県営住宅を退居しようとする者は、5による届出のとき県の発行した敷金の領収書を提出し、敷金の還付の手続を行うこと。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

7及び8 略

様式第10号(第6条の2関係)

県営住宅同居承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

様式第10号の2 (第6条の2関係)

県営住宅同居承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった新

たな者の県営住宅への同居については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

1～3 略

様式第10号の3（第6条の3、第8条の4関係）

県営住宅入居承継承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 1～4 略

備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の4（第6条の3関係）

県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

たな者の県営住宅への同居については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

1～3 略

様式第10号の3（第6条の3関係）

県営住宅入居承継承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 1～4 略

様式第10号の4（第6条の3関係）

県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略	
同居者	
略	

様式第10号の4の2（第6条の3の2、第8条の4関係）

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略
---

添付書類 1～4 略

備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の5（第6条の5、第8条の4関係）

収入申告書

職 氏名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

また、この申告により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

職 氏名 印

記

略	
同居親族	
略	

様式第10号の4の2（第6条の3の2関係）

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

（電話 ）

記

略
---

添付書類 1～4 略

様式第10号の5（第6条の5関係）

収入申告書

職 氏名 様

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。

年 月 日

団地 棟第 号

入居者 氏名  
連絡先電話番号

緊急連絡先

氏名

電話番号

団地第 号

入居者 氏名  
連絡先電話番号

略

備考

1～6 略

7 緊急連絡先は、県内に居住している方として  
ください。

8 「家賃等の減免等を希望（します・しませ  
ん）」の部分は、該当するものを○で囲んでく  
ださい。ただし、条件を満たさない場合は、減  
免等になりませんので、御了解ください。

様式第10号の6（第6条の5、第8条の4関係）

収入額認定に対する意見申出書

職 氏名 様

年 月 日付 第 号で通知の  
あった収入の額の認定については、その認定を更正  
していただくよう、下記のとおり申し出ます。

また、この申出により家賃等の減免等が可能であ  
る場合は、家賃等の減免等を希望（します・しませ  
ん）。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 略

備考 「家賃等の減免等を希望（します・しませ  
ん）」の部分は、該当するものを○で囲んでく  
ださい。ただし、条件を満たさない場合  
は、減免等になりませんので、御了解くださ  
い。

略

備考

1～6 略

様式第10号の6（第6条の5関係）

収入額認定に対する意見申出書

職 氏名 様

年 月 日付 第 号で通知の  
あった収入の額の認定については、その認定を更正  
していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 団地第 号

氏 名

(電話 )

記

略

添付書類 略

<p>様式第22号（第13条、第8条の4関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅同居者異動届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。</p> <p><u>また、この届出により家賃等の減免等が可能な場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 団地第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話 ）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p><u>備考 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。</u></p>	<p>様式第22号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅同居者異動届</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記のとおり世帯に異動があったので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 団地第 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話 ）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第8条の4関係）

県営住宅入居申込書

職 氏名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

	申込住宅	団地 棟 号				<p>現認書類</p> <p>保険証</p> <p>児童手当受給</p> <p>源泉徴収票</p> <p>その他 ( )</p>
申 込 者	フリガナ					
	氏 名					
申 込 者	現住所	郵便番号		電話番号		
申 込 者	勤務先	名 称		電話番号		
		所在地				



	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先 又は学 校名	所得の 種類	年間 総収入 額	年間総 所得金 額	控除額							控除額 計
									同居 扶養	老人扶養及 び老人控除 対象配偶者	特定 扶養	老年 者	寡婦 及び 寡夫	障害 者	特別 障害 者	
入居し ようと する者	-----	本人	..			給与 年金 その他	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	-----		..			給与 年金 その他										
	-----		..			給与 年金 その他										
	-----		..			給与 年金 その他										
	-----		..			給与 年金 その他										
	-----		..			給与 年金 その他										
別居 扶養 者	-----		..			給与 年金 その他										
	-----		..			給与 年金 その他										

所得金額計	円	－	控除額計	円	÷ 12 =	収入月額	円
-------	---	---	------	---	--------	------	---

住宅に困っている状況（該当する事項を記入してください。）	
1	他の世帯と共同
2	部屋が狭い
3	住宅でない建物に居住（建物の概要
4	家賃が高額（月額 円）
5	結婚後の住居がない（婚姻の予定 年 月）
6	離婚後の住居がない
7	立退きの要求を受けている（理由
8	勤務場所が遠隔地（片道通勤時間 時間 分）
9	その他（理由

現在住んでいる住宅	
1	民間住宅、社宅 （所在地：

(アパート等名称 :	)
(部屋番号 :	)
(貸主氏名 :	)
2 両親等と同居	
3 その他 (	)

備考

- 年間総収入額等を記載することとなっている表は、入居申込者、同居者及び入居申込者の別居の扶養者全員について、記入してください。
- 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 次に掲げる書類を添付（(3)に掲げる書類にあつては提示）してください。
  - 入居申込者、同居者等の市町村長又は税務署長の所得課税証明書
  - 入居申込者、同居者等の住民票の写し
  - 控除額がある場合において、(1)又は(2)の書類で証明ができないときは、これを証する書類
  - 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る申込みにあつては、当該事由に該当することを証する書類
  - その他知事が必要と認める書類
- 申込資格及び提出書類等の詳細については、「鳥取県営住宅入居申込あんない」をお読みください。
- 「家賃等の減免等を希望（します・しません）」の部分は、該当するものを○で囲んでください。ただし、条件を満たさない場合は、減免等になりませんので、御了解ください。

<担当課処理欄>

世帯類型			本来階層、裁量階層の別
優先入居世帯		優先入居世帯以外の世帯	
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子世帯</li> <li>多子世帯</li> <li>多人数世帯</li> <li>引揚者</li> <li>中国残留邦人等</li> <li>高齢者世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者世帯</li> <li>低所得者世帯</li> <li>ハンセン病療養所入所者等</li> <li>DV被害者</li> <li>拉致被害者等</li> <li>犯罪被害者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来階層（条例第5条第1項第2号ウ該当）</li> <li>裁量階層（条例第5条第1項第2号ア又はイ該当）</li> </ul>

様式第10号の7を次のように改める。

様式第10号の7（第7条関係）

県営住宅家賃口座振替（自動払込み）依頼書

取扱金融機関	銀行・金庫	御中	平成 年 月 日
	農協・漁協		1 新規 2 変更 3 解約
(住宅管理所 鳥取県 総合事務所生活環境局)			

県営住宅の家賃を口座振替（自動払込み）の方法によって納付したいので、下記の約定を確約のうえ依頼します。

入居者 (依頼)	住所	〒	団地	号
	氏名		㊦	

者)	電話番号	—	—	自宅・勤務先・携帯
----	------	---	---	-----------

指定 預貯 金 口座	口座名義人	フリガナ				通帳届出印
		氏名				㊟
	住所					
	銀行等の場合 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫 農協・漁協				本店・支店 本所・支所
		預金種別	口座番号(右詰めで記入)		金融機関コード	
		普通・当座				
	ゆうちょ銀行の場合	通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)		
1		0	の			
種目コード		種別コード	振込先口座番号	加入者名		
166・176		25	01480-0-960080	鳥取県		

振替開始年月	振替日
平成 年 月	月末日(休業日のときは、翌営業日)

金融機関受付印

口座振替(自動払込み)約定

- 1 貴店が鳥取県から納入通知書の送付を受け、又は納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録を受信したときは、当該納入通知書又は電磁的記録に記載され、又は記録されている金額を指定預貯金口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。
- 2 指定預貯金口座からの払出しに当たっては、当座勘定又は普通預金の規定にかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳を提出しないこととします。
- 3 指定預貯金口座の残高が振替日において納入金額に満たないときは、納入通知書を住宅管理所に送付してください。
- 4 通帳の印字をもって領収にかえ、領収証書は必要としません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項第3号の改正規定(「同居親族」を「同居者」に改める部分を除く。)は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式で、この規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。